

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案新旧対照表

○基幹放送用周波数使用計画(昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号)

(傍線部分は改正部分)

>

変 更 案							現 行						
第1～第4 (略)							第1～第4 (略)						
第5 テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等							第5 テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等						
1 日本放送協会の放送							1 日本放送協会の放送						
(1) (略)							(1) (略)						
(2) 総合放送(県域放送)							(2) 総合放送(県域放送)						
放送対象 地域	親局			中継局			放送対象 地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力(kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力(kW)		送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力(kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力(kW)
北海道 ? 鹿児島県	(略)						北海道 ? 鹿児島県	(略)					
沖縄県	那 覇	17	1	平 良 ? 石 垣 (川 平) 今帰仁	(略)	(略)	沖縄県	那 覇	17	1	平 良 ? 石 垣 (川 平) 今帰仁	(略)	(略)
					17	0.03						17	0.03
<u>(注) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)</u>													

を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全 国	親 局		
	東 京	26	10
	中継局		
	(北海道) ゝ	(略)	
	(鹿児島)	(略)	
	(沖 縄) 那 覇	13	1
	今帰仁	13	0.03
平 良 ゝ	40	(略)	
石垣 (川平)	(略)	(略)	

(注) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。

2 (略)

3 基幹放送事業者の放送

(1) (略)

(2) 総合放送（県域放送）

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全 国	親 局		
	東 京	26	10
	中継局		
	(北海道) ゝ	(略)	
	(鹿児島)	(略)	
	(沖 縄) 那 覇	13	1
	今帰仁	13	0.03
平 良 ゝ	(略)	(略)	
石垣 (川平)	(略)	(略)	

2 (略)

3 基幹放送事業者の放送

(1) (略)

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
北海道 ～ 鹿児島県	(略)					
沖縄県	那覇	14 15 16	1	平良 ～ 石垣 (川平) 今帰仁	(略) 14 15 16 <u>34 32 42</u>	(略) 0.03

(注1) チャンネル番号 35 の周波数を使用して放送する場合の空中線電力は 1.1kW を最大とする。

(注2) 鳥取を送信場所とする場合の空中線電力は 0.1kW、松江を送信場所とする場合の空中線電力は 1kW を最大とする。

(注3) 鳥取を送信場所とする中継局の周波数は、松江を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

(注4) 松江を送信場所とする中継局の周波数は、鳥取を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

(注5) 高松を送信場所とする中継局の周波数は、岡山を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

(注6) 周波数 (チャンネル番号) の欄中、上下 2 段に周波数 (チャンネル番号) の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数 (チャンネル番号) を、下段は変更する周波数 (チャンネル番号) を表す。

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
北海道 ～ 鹿児島県	(略)					
沖縄県	那覇	14 15 16	1	平良 ～ 石垣 (川平) 今帰仁	(略) 14 15 16	(略) 0.03

(注1) チャンネル番号 35 の周波数を使用して放送する場合の空中線電力は 1.1kW を最大とする。

(注2) 鳥取を送信場所とする場合の空中線電力は 0.1kW、松江を送信場所とする場合の空中線電力は 1kW を最大とする。

(注3) 鳥取を送信場所とする中継局の周波数は、松江を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

(注4) 松江を送信場所とする中継局の周波数は、鳥取を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

(注5) 高松を送信場所とする中継局の周波数は、岡山を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

第 6 · 第 7 (略)

第 6 · 第 7 (略)